

船舶事故調査報告書

平成24年8月9日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	不明（平成23年4月23日 05時20分ごろ～05時40分ごろの間）
発生場所	秋田県男鹿市加茂漁港南方沖 男鹿市所在の塩瀬埼灯台から真方位331° 2.3海里（M）付近 （概位 北緯39° 53.5′ 東経139° 43.9′）
事故調査の経過	平成23年4月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{じゅんしん} 純信丸、0.97トン AT3-8803（漁船登録番号）、個人所有 4.87m（Lr）×1.45m×0.63m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、昭和56年10月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 78歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月18日 免許証交付日 平成20年6月23日 （平成26年6月11日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機等に濡損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成23年4月23日05時20分ごろ加茂漁港を出港し、前日の夕方に入れた刺し網の揚網を行うために同漁港南方沖の漁場に向かった。 地元の漁業者は、陸岸から本船の操業模様を双眼鏡で見ていたが、白波で見えなくなったのち、05時40分ごろ、塩瀬埼灯台から331°（真方位、以下同じ。）2.3M付近において、転覆した状態の本船を目撃した。 目撃者は、加茂漁港に停泊していた僚船で救助に向かい、転覆した本船付近に船長の姿がなかったので捜索を始め、他の僚船にも連絡し、通報を受けて出動した海上保安庁の巡視船艇、ヘリコプター及び潜水士などが来援した僚船と共に捜索を行ったものの、船長は発見されなかった。 海上保安庁は、4月25日の日没をもって専従捜索を打ち切った。 船長は、8月20日17時00分ごろ秋田県八峰町八森字滝ノ間の海岸の岩場に漂着しているところを付近の住民により発見された。 船長の死因は、溺水であった。

	<p>本船は、僚船により加茂漁港へえい航された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南東、風速 約10～15m/s、視界 不良 本事故発生場所付近は、山から海に向かって吹く、「だしの風」と呼ばれる南東風が局地的に強くなる水域であった。 なお、本事故発生場所から349°7M付近に位置する男鹿市所在の入道埼灯台における4月23日の観測値は、次のとおりであった。 04時55分 風向 南東、風速 11m/s 05時25分 風向 南東、風速 9m/s 05時55分 風向 南東、風速 11m/s 海象：波向 南東、波高 約1m、海面水温 約9℃</p>	
その他の事項	<p>加茂漁港の漁船は、ふだん、南東風が強い時は出漁を見合わせており、本事故当日、同漁港から出漁した漁船は本船だけであった。 目撃者は、加茂漁港で船長に会ったのち、本船が出港していったので、心配になり自宅から操業模様を見ていたが、本船が転覆した瞬間は見えなかった。 本船は、目撃者が本事故発生場所に到着したとき、船首が南東方に向けて転覆しており、右舷船首部に設置されていた揚網機に刺し網のロープが3～4回巻かれた状態であった。 本事故発生場所の水深は、海図W1192（男鹿半島 1：50,000）によれば約10mである。 船長は、ふだんから1人で操業を行っていた。 船長は、長袖のトレーナーとズボンの上に上下の合羽を着用し、長靴を履いていたが、救命胴衣は、ふだんから着用していなかった。 船長の健康状態は、良好であった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 あり</p> <p>本船は、05時20分ごろ加茂漁港を出港後、陸上から操業模様を見ていた者により05時40分ごろ加茂漁港南方沖で転覆した状態を視認され、その後、揚網機に刺し網のロープが巻かれた状態であったことが分かったので、この間において、刺し網の揚網中に局地的な強風による風浪の影響を受けたことから、転覆した可能性があると考えられる。 船長は、本船が転覆した際、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、加茂漁港南方沖において刺し網の揚網中、局地的な強風による風浪の影響を受けたため、転覆したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南東風が強いときは、本事故発生場所付近の漁場には出漁しないこと。 ・乗船中は、救命胴衣を着用すること。 	